

固定資産評価審査申出にあたっての補足説明

1、提出資料

- (1) 審査申出書は、正副2通を提出してください。なお、提出された審査申出書は返却しませんが、受付後に写し(コピー)を審査申出人へ返送いたします。
- (2) 法人等が審査の申出をされる場合は、法人等の代表者の資格を証明する書面(登記事項証明書等)を添付してください。なお、登記事項証明書は申出日前3ヶ月以内に発行されたものとしてください。
- (3) 代理人が審査の申出をする場合は、委任状を添付してください。
- (4) 【土地及び家屋の場合】所在地がわかる概略図(地図)等もご提出ください。
- (5) 要求する額の根拠となる資料(地積測量図や写真等)や申請書内の記載事項で「別紙添付」とした場合は、当該別紙添付資料をご提出ください。

2、審査申出書

- (1) 審査申出書は、土地、家屋、償却資産の別に、それぞれ作成してください。
- (2) 土地については1筆毎、家屋については1個(課税明細書の1行)ごとにご記入ください。(一括しての審査をご希望の場合は、これに限りません。)
- (3) 記載内容が多く、審査申出書に書ききれない場合は、審査申出書に「別紙添付」と記載し、別紙添付資料をご提出ください。
- (4) 「申出の趣旨」については、何年度の課税台帳に登録された価格に対しての申出であるかを明示するとともに、「評価額を〇〇円から△△円にしてほしい」や「前年度の評価額に据え置いてほしい」など、趣旨を明確にご記入ください。
- (5) 「申出の理由」については、審査の申出の趣旨に記載された内容にするべき理由を、法律上や事実上の根拠とともに、具体的に詳しく記載してください。また、要求額算出の根拠がある場合は、当該算出の根拠を具体的に記載してください。

* 審査申出期間を経過したことにつき、天災その他やむを得ない理由がある場合は、その理由もこの欄にご記入ください。

- (6) 「口頭による意見陳述」とは、固定資産評価委員会において、審査申出人が、審査申出書の内容を補完する意見等を陳述するものです。意見陳述では、固定資産評価委員から質問をする場合がありますが、大東市側の関係者(課税担当者)は出席しません。評価の内容について説明を希望される場合は、課税課までお問い合わせください。
- (7) 審査申出書提出後に記載事項に変更が生じた場合は、当該変更にかかる事項を書面で届けてください(様式自由)。

3、その他

- (1) 審査申出書の提出期限は、納税通知書の交付後、3ヶ月以内です。提出前に期限をご確認ください。
- * 郵送提出の場合は、消印の日付が審査の申出日となります。
- (2) 審査の申出に当たっては、あらかじめ課税根拠等について、課税課（固定資産担当）から説明を受けていただき、当該内容に不服がある場合に、審査の申出をされるようお願いいたします。
- (3) 評価替えを行わない年度（基準年度以外）で審査の申出をすることは、原則出来ません（償却資産は除く）。ただし、以下の場合は、基準年度以外でも審査の申出をすることができます。
- 土地の分合筆や家屋の新築等により、新たに価格等が固定資産台帳に登録された場合
 - 地目の変換、家屋の改築又は倒壊その他これらに類する特別の事情があり、前年度から価格が変更された場合
 - 地目の変換、家屋の改築又は倒壊その他これらに類する特別の事情があり、評価替えが行われるべきと申し立てる場合
 - 【土地のみ】地価の下落により、価格が修正された場合（この場合は、修正部分に対してのみ申出が可能）
 - 【土地のみ】地価の下落による価格の修正を受けるべきとして申し立てる場合
- (4) 審査の申出をした場合でも、固定資産税等の納期限は延長されません。納期限を過ぎて未納であれば滞納扱いとなりますのでご注意ください。（納付後に審査決定に基づき価格が減額された場合は、減額分の税金が還付されません。）

(連絡先)

大東市固定資産評価審査委員会事務局

大阪府大東市谷川一丁目1番1号 西別館4階（選挙管理委員会事務局内）

Tel : 072-870-0764

Fax : 072-870-9264